

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ディープフェイクポルノ被害の現状と刑事規制の動向—
他言語論題 Title in other language	Deepfake Pornography: Its Victims and Its Criminal Regulation
著者 / 所属 Author(s)	長谷川 佳菜 (HASEGAWA Kana) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	903
刊行日 Issue Date	2026-3-20
ページ Pages	21-38
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ディープフェイクポルノについて、被害の現状、現行法上の対応と課題及び諸外国・地域の動向を刑事規制の観点から概観する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ディープフェイクポルノ —被害の現状と刑事規制の動向—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 長谷川 佳菜

目 次

はじめに

I 被害の現状

- 1 ディープフェイクポルノ被害の特徴
- 2 政府による調査
- 3 報道機関による調査

II 現行法上の対応と課題

- 1 刑法
- 2 児童買春・児童ポルノ法
- 3 リベンジポルノ防止法
- 4 鳥取県青少年健全育成条例

III 諸外国・地域における刑事規制

- 1 米国
- 2 英国（イングランド及びウェールズ）
- 3 フランス
- 4 オーストラリア
- 5 韓国
- 6 台湾

おわりに

キーワード：AI、性犯罪、リベンジポルノ、児童ポルノ、児童買春・ポルノ処罰法

要 旨

- ① 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(令和7年法律第53号)の附帯決議において、衆参両院の内閣委員会は、政府に対し、AI技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策を行うとともに、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを求めた。
- ② 仲間内だけで共有されることが多いことなどから、一般に、ディープフェイクポルノの被害は顕在化しにくいと言われる。被害の全体像が分かる公的な統計は見当たらないが、AI技術の進歩により、ディープフェイクポルノが容易に生成可能な状況となっており、拡散についての報道件数やNPO法人の認知件数が増加傾向にあることが、政府の会合において指摘されている。
- ③ ディープフェイクポルノに関連する主な現行法として、刑法(明治40年法律第45号)の名誉毀損罪(第230条)やわいせつ物頒布等罪(第175条)、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)などがあるが、その適用には課題も指摘される。また、実在の児童を描いたディープフェイクポルノに対応するために条例の改正を行った事例として、鳥取県の取組が挙げられる。
- ④ ディープフェイクポルノに対応するための法改正を行った諸外国・地域の例として、米国、英国(イングランド及びウェールズ)、フランス、オーストラリア、韓国及び台湾における刑事規制の概要を紹介する。ディープフェイクポルノの定義の仕方(真真正正的画像と別個に定義するか否か等)、被写体の年齢による特例を設けるか否か、処罰対象とする行為の範囲(拡散行為のほか、作成や所持も処罰対象とするか等)などについては、国・地域によって相違が見られる。
- ⑤ 令和7(2025)年12月に策定された「人工知能基本計画」は、ディープフェイクなどAIを悪用した問題等について、リスクへの対応等を適切に行うこととしており、今後、ディープフェイクポルノ対策に関する議論が幅広く進展していくことが期待される。

はじめに

令和7(2025)年5月28日に制定された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(令和7年法律第53号。以下「AI法」という。)の附帯決議において、衆参両院の内閣委員会は、それぞれ、政府に対し、AI技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策を行うとともに、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを求めた⁽¹⁾。

本稿は、ディープフェイクポルノ対策に関する議論に資するため、被害の現状(I)、現行法上の対応と課題(II)、諸外国・地域の動向(III)について、刑事規制の観点から概観するものである。

なお、被写体の実在・非実在を問わずAIを用いて作成されたメディア全般を「ディープフェイク」という場合があるが⁽²⁾、本稿では、実在の人物を被写体とするディープフェイクポルノ⁽³⁾の問題を主に取り上げる。

I 被害の現状

令和2(2020)年10月に報道された、女性芸能人の顔を合成したアダルト動画をインターネット上に公開したとして、複数名が名誉毀損及び著作権法(昭和45年法律第48号)違反の容疑で逮捕された事例が、我が国におけるディープフェイクポルノに関する逮捕の初例であるとされる⁽⁴⁾。その後も、ディープフェイクポルノに関する逮捕事例は複数報じられているが、被害の全体像が分かる公的な統計は見当たらない。本章では、ディープフェイクポルノ被害の特徴について述べた上で、被害の現状の理解に資するものとして、政府及び報道機関による調査を紹介する。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和8(2026)年2月10日である。

(1) 第217回国会衆議院内閣委員会議録第15号 令和7年4月18日 pp.16-17; 第217回国会参議院内閣委員会会議録第17号 令和7年5月27日 pp.32-33. 対策として、衆議院内閣委員会の附帯決議では、①各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護、②サイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化が挙げられている。参議院内閣委員会の附帯決議では、①・②に加えて、③被害者による告訴等の負担軽減、④被害発生防止に向けた教育啓発等が挙げられている。

(2) 笹原和俊『ディープフェイクの衝撃—AI技術がもたらす破壊と創造—』PHP研究所, 2023, p.46は、広義のディープフェイクと狭義のディープフェイクを区別し、広義のディープフェイクを「人工知能(AI)や機械学習によって生成・編集されたメディアやそのための技術」、狭義のディープフェイクを「人をだます目的で、写真、音声、映像の一部を入れ替えて(別人の顔や声にすり替えるなど)、本物そっくりに合成された偽画像、偽音声、偽映像」としている。

(3) ディープフェイクポルノには、元の画像から衣服を除去したように見せかける加工をするもの、ポルノ画像に対象者の顔を合成するもの、対象者の画像からプロンプト(指示)に従って映像を生成するものなど、複数の種類がある(「ディープフェイクを悪用したサイバー攻撃:新たなAI犯罪ツールセットの分析」2025.7.17. Trend Micro ウェブサイト <https://www.trendmicro.com/ja_jp/research/25/g/deepfake-it-til-you-make-it-a-comprehensive-view-of-the-new-ai-criminal-toolset.html>; 越前功「フェイクメディアの脅威と対策技術」『科学』1118号, 2025.10, pp.816-820.)。

(4) 「AI作成の偽動画配信」『読売新聞』2020.10.2, 夕刊; 「AIで偽動画作成、公開」『読売新聞』(大阪本社版)2020.10.3; 「ディープフェイクポルノ:AIでポルノ作成、逮捕「ディープフェイク」芸能人の顔合成 2容疑者」『毎日新聞』2020.10.3.

1 ディープフェイクポルノ被害の特徴

ディープフェイクポルノと類似した性質を持ち、既に立法⁽⁵⁾による対応がなされたものとして、リベンジポルノ⁽⁶⁾がある。ディープフェイクポルノによる被害と、リベンジポルノによる被害の共通点として、被害者が意思に反して性的に消費されること、被害が継続的かつ拡散的であることが挙げられる⁽⁷⁾。一方、相違点として、リベンジポルノが実際に行われた行為を撮影したものであるのに対して、ディープフェイクポルノは、その内容が虚偽であることが挙げられる⁽⁸⁾。

なお、一般に、ディープフェイクポルノの被害は顕在化しにくいと言われる。その理由として、ディープフェイクポルノが仲間内だけで共有されることが多く、被害者が被害に気付きにくいこと⁽⁹⁾や、ディープフェイクポルノ被害の対応に用いられている名誉毀損罪が親告罪であるため（Ⅱ 1 (1) を参照）、被害者が被害に気付いて告訴しなければ刑事事件化されない⁽¹⁰⁾ことなどが挙げられる。また、被害者が被害に気付いたとしても、告訴によってかえって注目を集めてしまうことを恐れて、告訴をためらうことも考えられる⁽¹¹⁾。

2 政府による調査

(1) 人工知能戦略本部における報告

AI 法は、国が、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行うこと等を規定している（第 16 条）。また、同法は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に「人工知能戦略本部」を設置することとしている（第 19 条）。

令和 7（2025）年 9 月 12 日に開催された人工知能戦略本部の第 1 回会合では、「性的なディープフェイクを生成する AI」についての現段階での調査結果として、「AI 技術の進歩により、性的ディープフェイクが容易に生成可能な状況となっており、その拡散についての報道件数や NPO 法人の認知件数が増加傾向にあるなど、更なる拡大が懸念される」旨が報告された⁽¹²⁾。

(2) 警察庁による子どもの被害に関する調査

18 歳未満の時の写真を性的画像に加工された被害の状況に関する警察庁の調査について報道した記事⁽¹³⁾は、令和 6（2024）年には、全国の警察に被害の相談・申告が 110 件寄せられ、

(5) 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成 26 年法律第 126 号）。Ⅱ 3 で後述。

(6) 「リベンジポルノ」とは、一般に、元交際相手や元配偶者に対する嫌がらせや復しゅう（リベンジ）の目的で、交際中や婚姻中に撮影した相手方の裸の写真などを、インターネット上に公開するなどして不特定多数者に公表する行為をいう（平沢勝栄ほか編著『よくわかるリベンジポルノ防止法』立花書房、2016、p.1.）。

(7) オンラインハラスメント（オンラインでなされる様々な迷惑行為や嫌がらせ行為の総称）の特性として、①（発信者の）匿名性、②高度の流通性、③オンラインにおける永続性、④（被害者の）回避困難性が指摘される（深町晋也「オンラインハラスメントの刑法規律—侮辱罪の改正動向を踏まえて—」『法学セミナー』803 号、2021.12、p.16.）。

(8) 梁瑞希「ディープフェイクポルノとは—多様化するデジタル性暴力—」『月刊保団連』1449 号、2025.6、p.30.

(9) 瑠璃光丸風「芸能人の被害は 200 人以上か!? 一般人の顔もポルノに…深刻化するディープフェイク問題、日本で規制が進まないワケ」『集英社オンライン』2024.10.1. <<https://shueisha.online/articles/-/251678>>; 「同級生の裸 軽い気持ちで生成 アプリ使えば子どもでも容易」『朝日新聞』2024.12.26.

(10) 瑠璃光丸風 同上; 「「ディープフェイクポルノ」韓国で横行 デモ」／「日本 作成に規制なし」『東京新聞』2024.9.12.

(11) NHK スペシャル取材班『やばいデジタル—“現実”が飲み込まれる日—』講談社、2020、p.47.

(12) 「AI 法に基づく調査研究等について」（第 1 回人工知能戦略本部 配布資料 2-4）2025.9.12、p.4. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hq/1kai/shiryo2_4.pdf>

(13) 「加害者半数「同じ学校内」」『毎日新聞』2025.12.18.

7件が摘発されたとする。このほか、同年の警察による児童相談所通告は5件、補導は4件、指導警告は38件であったとされる。

また、同記事は、令和7(2025)年には、9月までに相談・申告が79件寄せられ、4件が摘発されたほか、補導が6件、指導警告が26件であったとする。なお、同年の相談・申告について、被害者の内訳は、小学生4件、中学生41件、高校生25件、その他9件であり、被害者と加害者の関係が「同級生・同じ学校」であるものが42件である。

3 報道機関による調査

読売新聞は、令和5(2023)年12月から令和6(2024)年11月にかけて、性的な偽画像を作成できるとうたった41のウェブサイトの国別アクセス数を調査した結果、米国(約5973万回)、インド(約2457万回)に続き、日本(約1843万回)からのアクセスが世界で3番目に多かったとする。また、日本からの月平均アクセス者数は約41万人で、その8割がスマートフォンからのアクセスであったとしている⁽¹⁴⁾。

II 現行法上の対応と課題

AI法の審議過程において、城内実国務大臣(科学技術政策担当)(当時)は、「我が国においては、生成AIを悪用したディープフェイクポルノを含めた新たな課題への対応につきましては、まずは個別の事案ごとに、刑法やいわゆる児童ポルノ禁止法等の既存の法令にのっとり適正に対処されていくべきものと考えてございます」と述べた⁽¹⁵⁾。

本章では、ディープフェイクポルノに対する刑事規制の議論に関連する主な現行法として、刑法(明治40年法律第45号)の名誉毀損罪(第230条)並びにわいせつ物頒布等罪(第175条)、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(平成26年法律第126号。以下「リベンジポルノ防止法」という。)を取り上げる。また、実在の児童を描いたディープフェイクポルノに対応するために条例の改正を行った事例として、「鳥取県青少年健全育成条例」(昭和55年鳥取県条例第34号)を紹介する。

1 刑法

(1) 名誉毀損罪

名誉毀損罪は、公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した場合に、その事実の有無にかかわらず成立する⁽¹⁶⁾。法定刑は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金である。一般に、名誉毀損罪における「名誉」は、人に対する社会的評価であると理解されている⁽¹⁷⁾。

ディープフェイクポルノ被害に対する名誉毀損罪の適用による対応⁽¹⁸⁾の課題として、クオ

(14) 「性的偽画像 生成サイト閲覧1800万回 日本、1年間で 被害拡散の温床」『読売新聞』2024.12.29.

(15) 第217回国会衆議院内閣委員会議録第12号 令和7年4月9日 p.8.

(16) 山口厚『刑法各論 第3版』有斐閣, 2024, p.139.

(17) 同上, p.139; 大谷實『刑法講義各論 新版第5版』成文堂, 2019, p.170.

(18) ディープフェイクポルノの作成、公開に名誉毀損罪を成立させた裁判例として、東京地方裁判所令和2年12月18日判決(令和2年(特わ)第2557号)及び東京地方裁判所令和3年9月2日判決(令和2年(特わ)第2564号)がある。これらの裁判例の概要は、AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」2024.5, pp.63-64. 首

リティが低く一見して偽物と分かるもの⁽¹⁹⁾や、偽物であることが明記されたもの⁽²⁰⁾に対しては、「被害者が実際にアダルトビデオに出演した」などの事実を摘示していないとして、名誉毀損罪の成立が否定され得ることなどが挙げられる⁽²¹⁾。弁護士やネットパトロール活動を行う団体の代表は、投稿された画像などが明らかに偽物であると分かる場合に、立件が見送られるケース⁽²²⁾や、合成と書かれてあるから名誉毀損には当たらないと警察に言われたケース⁽²³⁾があるとしている。

また、名誉毀損罪が親告罪であることについては、被害者が被害に気付かないうちに、画像等の拡散が進むおそれが指摘されている⁽²⁴⁾。

(2) わいせつ物頒布等罪

わいせつ物頒布等罪は、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した場合に成立する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した場合も同じである。さらに、有償で頒布する目的で、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を所持し、又はわいせつな電磁的記録を保管した場合も処罰される⁽²⁵⁾。法定刑は、2年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金若しくは科料、又は拘禁刑及び罰金の併科である。判例は、「わいせつ」を、いたずらに性欲を興奮又は刺激させ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものと解している⁽²⁶⁾。

ディープフェイクポルノ被害に対するわいせつ物頒布等罪の適用による対応⁽²⁷⁾の課題として、わいせつ性を有していないディープフェイクポルノを処罰できないことが挙げられる⁽²⁸⁾。また、わいせつ物頒布等罪による規制は、当該画像等のわいせつ性に基づく規制であり、被写体となった者を保護するための規制ではない⁽²⁹⁾。これに関して、公開を自ら望んだわけではない自分の性的な画像が、性的に卑猥なものであると裁判所によって判断されることは、セカンドレイプと同じく、被害者にとって二重の辱めを受けるようなものではないかという指摘も

相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf> を参照。

(19) 上田正基「ディープフェイクと刑事法」『神奈川法学』56巻3号, 2023, p.87; 加藤隆之「生成AIによって作成された児童ポルノの法的規制」『東洋法学』67巻3号, 2024.3, pp.140-141.

(20) 渡邊卓也『電脳空間における刑事的規制』成文堂, 2006, p.188. ただし、東京地方裁判所令和3年9月2日判決は、「deepfakes-japan」というロゴタイプや、「ディープフェイク」や「激似」などの見出しが付されている動画について、名誉毀損罪の成立を認めている(加藤 同上, pp.138-139.)。

(21) 名誉毀損罪による対応に関する論点を検討した資料として、加藤 同上, p.140; 上田 前掲注(19), p.87; 嘉門優「名誉概念の「通説」」仲道祐樹・樋口亮介編『刑法の「通説」』日本評論社, 2025, pp.160-163.

(22) 「誰かに見られたら」性的偽画像『読売新聞』2024.12.29.

(23) 「中学生が卒業アルバムを悪用?! 身近に迫る“AI生成ポルノ”」2024.12.18. NHK ONE ウェブサイト <<https://www.web.nhk.tv/an/gendai/pl/series-tep-R7Y6NGLJ6G/ep/YX6GKKNGN4>>

(24) 「中学生が卒業アルバムを悪用?! 身近に迫る“AI生成ポルノ”」同上; 「AI法、実効性問われ」『毎日新聞』2025.5.29.

(25) 山口 前掲注(16), p.522.

(26) 同上, p.518.

(27) 令和7(2025)年10月に、生成AIに特定の人物の画像を学習させた上でプロンプト(指示)を入力してディープフェイクポルノを生成し、インターネット上で公開した者がわいせつ電磁的記録記録媒体陳列容疑で逮捕された。この際、このように画像全体が生成AIで生成された事案に対しては、名誉毀損容疑での立件例がないと報じられた(「芸能人模した性的画像作製疑い」『朝日新聞』2025.10.17; 「わいせつ電磁的記録記録媒体陳列: 生成AIで著名人偽ポルノ 作成・販売疑い31歳逮捕」『毎日新聞』2025.10.17.)。

(28) 加藤 前掲注(19), pp.146-147. 現在の実務上の運用に従えば、陰部にモザイクがかかっている場合、その表現物は処罰の対象とはならないとされる(同, p.147.)。

(29) 渡邊 前掲注(20), p.164.

ある⁽³⁰⁾。

2 児童買春・児童ポルノ法

児童買春・児童ポルノ法第7条は、児童ポルノ⁽³¹⁾の所持、提供、製造等を禁止している⁽³²⁾。児童ポルノの被写体は、実在する児童であることを要すると解されており⁽³³⁾、実在する児童の姿態を描写したものであれば、絵やコンピュータグラフィックス（CG）も児童ポルノに当たり得る⁽³⁴⁾。AI生成の画像等の児童ポルノ該当性について、令和7（2025）年4月9日の衆議院内閣委員会において、高村正大法務副大臣（当時）は、「AIで生成された性的画像や動画について、具体的な証拠関係に照らし、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他のものであって、児童ポルノ法2条3項各号のいずれかに掲げる実在する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものと認められるのであれば、児童ポルノに該当すると考え得ることができる」と答弁した⁽³⁵⁾。

児童買春・児童ポルノ法による対応⁽³⁶⁾の課題として、実在する児童の顔を用いたディープフェイクポルノであっても、それが、実在する児童の姿態を描写したものであると認められない場合は、児童ポルノ該当性が否定されることが挙げられる⁽³⁷⁾。「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」が令和7（2025）年8月に取りまとめた報告書においては、児童のディープフェイクポルノの問題について、「現実に被害者がいるにも関わらず、規制の実効性が不明瞭である」と指摘されている⁽³⁸⁾。

⁽³⁰⁾ リベンジポルノについて述べたものであるが、園田寿「刑事立法の動き リベンジポルノ防止法について」『刑事法ジャーナル』44号、2015、p.48。

⁽³¹⁾ 「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、以下のいずれかの児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう（児童買春・児童ポルノ法第2条第3項）。

①児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

②他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

③衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

⁽³²⁾ 児童買春・児童ポルノ法第7条各項の規定は、法定刑によって、以下のように大きく3つに分けられる。

①自己の性的好奇心を満たす目的での所持（第1項）は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

②特定かつ少数の者への提供（第2項）、当該目的での製造、所持、運搬等（第3項）、児童に姿態をとらせての製造（第4項）、盗撮による製造（第5項）は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

③不特定若しくは多数の者への提供又は公然陳列（第6項）、当該目的での製造、所持、運搬等（第7項・第8項）は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科

⁽³³⁾ 森山眞弓・野田聖子編著『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』ぎょうせい、2005、pp.77、182-183。最高裁判所は、児童買春・児童ポルノ法第2条第3項にいう「児童ポルノ」とは、「実在する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいい、実在しない児童の姿態を描写したものは含まないものと解すべきである」と判示している（令和2年1月27日最高裁判所第一小法廷決定 最高裁判所刑事判例集74巻1号119頁）。

⁽³⁴⁾ 森山・野田 同上、pp.78、181、187。

⁽³⁵⁾ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第12号 令和7年4月9日 p.7。

⁽³⁶⁾ 令和7（2025）年12月に、元小学校教諭が、実在する女子児童の画像を基に作成されたディープフェイクポルノを所持したとして、児童買春・児童ポルノ法違反で起訴されたことが報じられた（「生成AIで児童ポルノ」『読売新聞』2025.12.6；「生成AIで作成 児童ポルノ所持」『朝日新聞』2025.12.6。）。

⁽³⁷⁾ この論点に触れているものとして、上田 前掲注(19)、p.90；加藤 前掲注(19)、p.125；渡邊 前掲注(20)、p.197；森山・野田 前掲注(33)、p.187；園田寿『児童買春・児童ポルノ処罰法—解説—』日本評論社、1999、pp.30-31。また、児童買春・児童ポルノ法立法時の議論として、第145回国会衆議院法務委員会議録第12号 平成11年5月14日 pp.6、28-29等。

⁽³⁸⁾ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ「課題と論点の整理」2025.8、p.17。こども家庭庁ウェブサイト <<https://www.cfa.go.jp/assets/>

なお、ディープフェイクポルノの普及による児童ポルノ規制への影響として、非実在の児童を描いたディープフェイクポルノが大量に出回ることにより、被害者が実在する児童ポルノの削除要請や捜査活動が困難になるおそれが指摘されている⁽³⁹⁾。また、従来、児童の実在性の認定に、被写体本人の特定は要求されていなかったところ、ディープフェイクポルノの登場により、被写体本人を特定することなしに児童の実在性を判断することが困難となり、「児童の人定はできていないが、児童の実在性は疑いない」として従来訴追してきた領域が縮減していくことになるとする指摘がある⁽⁴⁰⁾。

3 リベンジポルノ防止法

リベンジポルノ防止法第3条は、私事性的画像記録⁽⁴¹⁾の不特定又は多数の者への提供等を禁止している⁽⁴²⁾。

私事性的画像記録は、撮影された画像に係る電磁的記録その他の記録をいうと定義されているため、絵やCGのように、撮影以外の方法で描写された画像は含まれないとされる⁽⁴³⁾。また、ある者の顔と別の者の裸体画像等を合成して作成したコラージュ画像について、顔や頭部のみが写っている者については、その者との関係においては、リベンジポルノ防止法第2条第1項各号に掲げる「姿態」が撮影されたものではないため、その者を撮影対象者とする私事性的画像記録には当たらないとされる⁽⁴⁴⁾。以上のような理由から、一般に、リベンジポルノ防止法は、ディープフェイクポルノの被害に対応するものではないと考えられている⁽⁴⁵⁾。

[contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/3a0b20c0/20250808_councils-internet-kaigi_30.pdf](https://www.councils-internet-kaigi.jp/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/3a0b20c0/20250808_councils-internet-kaigi_30.pdf)

(39) 「AI製「偽」揺らぐ真実」『読売新聞』2023.9.21; 「児童の性的画像 被害埋没」『読売新聞』2023.12.2; 「実在しない児童」のポルノ」『朝日新聞』2024.12.28.

(40) 原田伸一郎「CGで描かれた人物の実在性および本人特定性—CG児童ポルノ訴訟とディープフェイク・バーチャルヒューマン技術—」『情報ネットワーク・ローレビュー』21号, 2022.12, pp.21-26.

(41) 「私事性的画像記録」とは、以下のいずれかの人の姿態が撮影された画像（撮影対象者において第三者が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。）に係る電磁的記録その他の記録をいう（リベンジポルノ防止法第2条第1項）。

- ①性交又は性交類似行為に係る人の姿態
- ②他人が人の性器等を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(42) リベンジポルノ防止法第3条各項の規定の概要は、以下のとおり。

- ①私事性的画像記録の不特定又は多数の者への提供（第1項）は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ②私事性的画像記録物（写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、前掲注(41)①～③のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影対象者において第三者が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。）を記録したもの）の不特定若しくは多数の者への提供又は公然陳列（第2項）は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ③①又は②の行為をさせる目的での私事性的画像記録又は私事性的画像記録物の提供（第3項）は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

(43) 平沢ほか編著 前掲注(6), p.54; 園田 前掲注(30), p.50; 水越丈夫「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の概要」『法律のひろば』68巻3号, 2015.3, p.23. ただし、撮影された画像データに、写真ソフト等により編集処理を施したとしても、「撮影された画像」と同一性が認められる場合は、私事性的画像記録に該当し得るとされる（平沢ほか編著 同）。なお、立法の頃から、撮影された画像をCGで加工したものと最初からCGによって制作されたものの区別が難しくなっており、CGを規制対象に含めるのかは喫緊の検討課題であるとする指摘があった（園田 同）。

(44) 平沢ほか編著 同上, pp.56-57; 園田 同上, p.51; 水越 同上, p.24.

(45) 上田 前掲注(19), p.80; 加藤 前掲注(19), pp.145-147. 一方で、リベンジポルノ防止法の保護法益が性的プライバシーとされていることを踏まえ、コラージュ画像やCGによる画像についても、全体と相まって描写された画像が、

4 鳥取県青少年健全育成条例

鳥取県は、令和7（2025）年3月25日に公布された条例⁽⁴⁶⁾により、鳥取県青少年健全育成条例を改正し、条例の規制の対象となる「児童ポルノ等」に、生成AI等を利用して青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を描写した情報を記録した電磁的記録等が含まれることを明記した上で（第10条第9項）、児童ポルノ等の作成、製造及び提供を禁止した（第18条の3第1項及び第2項）（同年4月1日施行）。

さらに、同年7月4日に公布された条例⁽⁴⁷⁾により、鳥取県青少年健全育成条例の追加の改正を行い、①児童ポルノ等の作成、製造及び提供をした者に対する当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置の命令（第18条の3第3項）、②①の命令に従わない者の氏名等の公表（同条第4項）、③児童ポルノ等の作成、製造及び提供をした者の5万円以下の過料（第28条第1項）、④①の命令に従わない者の5万円以下の過料（同条第2項）等を規定した（同年8月4日施行）。

なお、鳥取県は、国に対して、児童買春・児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、生成AI等により作成された性的画像であって顔部分が実在する児童の顔であると認識できる描写であれば「実在する児童の性的描写」である児童ポルノとして処罰対象になり得ることについて国民への周知を徹底するとともに、法律に基づき厳正に取り締まること等を要望している⁽⁴⁸⁾。

Ⅲ 諸外国・地域における刑事規制

本章では、米国、英国（イングランド及びウェールズ）、フランス、オーストラリア、韓国、台湾におけるディープフェイクポルノに関する刑事規制の概要を紹介する⁽⁴⁹⁾。

ディープフェイクポルノの定義の仕方（真正な性的画像と別個に定義するか否か等）、被写体の年齢による特例を設けるか否か、処罰対象とする行為の範囲（拡散行為のほか、作成や所持も処罰対象とするか等）などについては、国・地域によって相違が見られる。

1 米国

従前、州レベルの規制が行われていた⁽⁵⁰⁾ところ、連邦レベルでは、2025年5月19日に成立

同法第2条各号に該当する姿態を描写したと認められれば、全体として評価すべきであるとする見解もある（岡田好史「リベンジポルノをめぐる新たな問題」『専修法学論集』138号、2020.3、pp.44-49.）。

(46) 「鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」（令和7年鳥取県条例第2号）『鳥取県公報』号外24号、2025.3.25、pp.16-20。<<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1378851/R7go24.pdf>>

(47) 「鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」（令和7年鳥取県条例第35号）『鳥取県公報』号外77号、2025.7.4、pp.18-19。<<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1378851/R7go77.pdf>>

(48) 鳥取県自治体代表者会議・鳥取県地方分権推進連盟「国の施策等に関する提案・要望書」2025.11。<<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1409519/kokatyou.pdf>>

(49) EUの動向として、2024年5月に制定された「女性に対する暴力及びDVへの対処に関する2024年5月14日の欧州議会及び理事会指令」（Directive (EU) 2024/1385 of the European Parliament and of the Council of 14 May 2024 on combating violence against women and domestic violence, OJ L, 2024/1385, 2024.5.24。<<http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1385/oj>>）は、加盟国に対して、被写体の同意なくディープフェイクポルノの作成等を行い、それを公衆がアクセス可能にする行為等を刑事犯罪として処罰することを保障するよう求め（第5条(1)）、加盟国は、2024年6月14日までに、処罰規定を国内法化しなければならないとする（第49条）。本指令の概要は、芦田淳「[EU]女性に対する暴力及びDVに対処するための指令」『外国の立法』No.300-1, 2024.7, pp.2-3。<<https://doi.org/10.11501/13721794>>を参照。

(50) 2025年4月の上院通商科学運輸委員会のプレスリリースは、性的なディープフェイクを明確に規制の対象としている州が、30州存在するとしている（“TAKE IT DOWN Act Passes the House, Heads to President Trump’s Desk,”

したテイク・イット・ダウン法⁽⁵¹⁾による合衆国法典第 47 編第 223 条⁽⁵²⁾の改正で、ディープフェイクポルノの公表に関する処罰規定が新設された (表 1)⁽⁵³⁾。

(1) ディープフェイクポルノの定義

新設された規定は、「ソフトウェア、機械学習、AI 又はその他のコンピュータ生成若しくは技術的手段を用いて作成された特定可能な個人 (identifiable individual)⁽⁵⁴⁾ の「性的な視覚的描写」 (intimate visual depiction)⁽⁵⁵⁾ (真正な視覚的描写の改作、修正、操作又は改変により作成されたものを含む。) であり、通常人が全体として見た場合に、当該個人の真正な視覚的描写と区別できないもの」である「デジタル偽造物」 (digital forgery) の一定の公表等を犯罪とする (合衆国法典第 47 編第 223 条 h 項第 1 号 (B))。

なお、リベンジポルノに関して、真正な「性的な視覚的描写」の一定の公表等を犯罪とする規定も、本改正により新設された (同項第 2 号及び第 6 号)。

(2) 被写体の年齢による特例等

新設された規定は、成人が被害者である場合と未成年者が被害者である場合を区別して定めており、未成年者が被害者である場合には、その同意なく公表されたことを要件としないなど、犯罪行為の構成要件が異なるほか、法定刑が重く設定されている (表 1)。

なお、①児童ポルノ (合衆国法典第 18 編第 2256 条に定義されるもの) 及び②同編第 1466A 条 a 項又は b 項に規定される視覚的描写 (児童に対する性的虐待のわいせつな視覚的表現に関するもの)⁽⁵⁶⁾ に当たる性的な視覚的描写の公表には、「デジタル偽造物」の公表の罪は適用されない (合衆国法典第 47 編第 233 条 h 項第 3 号 (C)(v))。

表 1 米国 (連邦) における処罰規定の概要

	犯罪行為の概要	法定刑
公表 (成人)	未成年者でない特定可能な個人のデジタル偽造物を故意に公表するために双方向コンピュータサービス ^(注) を使用すること (次の全ての要件を満たす場合に限る。) (i) デジタル偽造物が特定可能な個人の同意なく公表されたこと。 (ii) 描写されたものが特定可能な個人によって公共の場又は商業的な状況で自発的に露出されたものではないこと。 (iii) 描写されたものが公共の関心事ではないこと。 (iv) デジタル偽造物の公表が次のいずれかに該当すること。 (I) 損害をもたらすことを意図すること。	合衆国法典第 18 編に基づく罰金若しくは 2 年以下の拘禁又はこれらの併科 (第 223 条 h 項第 4 号 (A))

April 28, 2025. U.S. Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation website <<https://www.commerce.senate.gov/2025/4/take-it-down-act-passes-the-house-heads-to-president-trump-s-desk>>。

(51) TAKE IT DOWN Act, P.L.119-12. <<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/146/text>>

(52) 47 U.S.C. § 223.

(53) 改正の概要は、中川かおり「【アメリカ】性的な図画の一定の公表を犯罪とする連邦法」『外国の立法』No.304-2, 2025.8, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/14455474>> も参照。

(54) 「性的な視覚的描写」の全部又は一部に登場し、かつ、当該描写に関連して、顔、肖像又は他の特定可能な特徴が表示されている個人 (合衆国法典第 47 編第 223 条 h 項第 1 号 (C))。

(55) 特定可能な個人の露出した性器等の視覚的描写 (合衆国法典第 15 編第 6851 条 a 項第 5 号)。「視覚的描写」には、フィルム、ビデオ、電子的手段等により保存される視覚的画像に変換可能なデータを含む (同法典第 18 編第 2256 条第 5 号)。

(56) 各規定については、間柴泰治「日米英における児童ポルノの定義規定」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』681 号, 2010.6.8, pp.4-7. <<https://doi.org/10.11501/3050387>> を参照。

	(II) 特定可能な個人に対し、精神的な損害、金銭的な損害、評判に関する損害その他の損害を生じさせること。 (第 223 条 h 項第 3 号 (A))	
公表 (未成年者)	次のいずれかに該当する意図をもって、未成年者である特定可能な個人のデジタル偽造物を故意に公表するために双方向コンピュータサービス ^(注) を使用すること。 (i) 未成年者を虐待し、屈辱を与え、嫌がらせをし、又は侮辱する意図 (ii) いかなる者に対してであれ、性欲を刺激し、又は満足させる意図 (第 223 条 h 項第 3 号 (B))	合衆国法典第 18 編に基づく罰金若しくは 3 年以下の拘禁又はこれらの併科 (第 223 条 h 項第 4 号 (B))
公表の脅迫 (成人)	威圧し、強制し、恐喝し、又は精神的苦痛を与える目的で、第 3 号 (A) に規定する罪〔未成年者でない特定可能な個人のデジタル偽造物の公表〕を犯すと故意に脅迫すること。 (第 223 条 h 項第 6 号 (B)(i))	合衆国法典第 18 編に基づく罰金若しくは 18 か月以下の拘禁又はこれらの併科 (第 223 条 h 項第 6 号 (B)(i))
公表の脅迫 (未成年者)	威圧し、強制し、恐喝し、又は精神的苦痛を与える目的で、第 3 号 (B) に規定する罪〔未成年者である特定可能な個人のデジタル偽造物の公表〕を犯すと故意に脅迫すること。 (第 223 条 h 項第 6 号 (B)(ii))	合衆国法典第 18 編に基づく罰金若しくは 30 か月以下の拘禁又はこれらの併科 (第 223 条 h 項第 6 号 (B)(ii))

* 本表に示す条項は、全て合衆国法典第 47 編の条項である。[] 内は、筆者による補記。先頭列の見出しは、筆者が付したものである。

(注) 「双方向コンピュータサービス」とは、コンピュータ・サーバへの複数のユーザによるコンピュータを用いたアクセスを提供し、又は可能とする情報サービス等をいう (第 230 条 f 項 (2))。

(出典) “Public Law 119-12.” Congress.gov website <<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/146/text>> を基に筆者作成。

2 英国 (イングランド及びウェールズ)

2023 年 10 月 26 日に成立した 2023 年オンライン安全法⁽⁵⁷⁾による 2003 年性犯罪法⁽⁵⁸⁾の改正で、ディープフェイクポルノの共有に関する処罰規定が新設された (表 2-1)。さらに、2025 年 6 月 19 日に成立した 2025 年データ (利用及びアクセス) 法⁽⁵⁹⁾による 2003 年性犯罪法の改正で、ディープフェイクポルノの作成に関する処罰規定が新設された (表 2-2)。

(1) ディープフェイクポルノの定義

共有に関する規定は、「性的な状態にある他人を描写しているか、又は描写しているように見える写真又は映画⁽⁶⁰⁾」の一定の共有等を犯罪とする (2003 年性犯罪法第 66B 条)。「描写しているか、又は描写しているように見える」と規定することにより、真正な写真又は映画だけでなく、真正な写真又は映画のように見えるように改変され、又は製作された写真又は映画を対象に含めている⁽⁶¹⁾。また、「写真又は映画」には、「CG その他の方法により作成され、又は改変されたかどうかにかかわらず、写真又は映画のように見える画像」が含まれる (同法第 66A 条第 5 項及び第 66D 条第 4 項)⁽⁶²⁾。このように規定することにより、「ディープフェイク」

⁽⁵⁷⁾ Online Safety Act 2023 (c.50). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50>>

⁽⁵⁸⁾ Sexual Offences Act 2003 (c.42). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/42>>

⁽⁵⁹⁾ Data (Use and Access) Act 2025 (c.18). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/18>>

⁽⁶⁰⁾ 「映画」とは、動画 (moving image) をいう (2003 年性犯罪法第 66A 条第 4 項)。

⁽⁶¹⁾ “Online Safety Act 2023: Explanatory Notes,” p.94. legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50/pdfs/ukpgaen_20230050_en.pdf>

⁽⁶²⁾ 「写真又は映画」には、① CG その他の方法により作成され、又は改変されたかどうかにかかわらず、写真又は映画のように見える画像、② 写真、映画又は①に該当する画像のコピー及び③いかなる方式で保存されているものであれ、写真、映画又は①に該当する画像に変換することが可能な方式で保存されているデータが含まれる (2003 年性犯罪法第 66A 条第 5 項及び第 66D 条第 4 項)。

画像も「写真又は映画」に含まれることになる⁽⁶³⁾。なお、本改正により、リベンジポルノの処罰に関する既存の規定⁽⁶⁴⁾は廃止された。

作成に関する規定は、「性的な画像であるかのような画像」(purported intimate image)の一定の作成等を犯罪とする(2003年性犯罪法第66E条及び第66F条)。ある者の「性的な画像であるかのような画像」とは、次の全ての要件を満たす画像をいう(同法第66E条第2項)。^①その者の写真又は映画⁽⁶⁵⁾であるように見えるか、又はその者の写真又は映画を含むように見えること(しかし、(実際には)その者の写真又は映画ではないか、又はその者の写真又は映画のみからなるものではないこと)、^②成人(18歳以上)⁽⁶⁶⁾のものであるように見えること、^③性的な状態にあるその者を描写しているように見えること。

(2) 被写体の年齢による特例等

作成に関する処罰規定の対象は、成人(18歳以上)のものであるかのように見える画像に限定されている(同法第66E条第2項)。この理由として、18歳未満の者のわいせつ画像(ディープフェイクを含む。)の作成については、既に刑事法で規制されていることが説明されている⁽⁶⁷⁾。

表2-1 英国(イングランド及びウェールズ)における「共有」に関する処罰規定の概要

	犯罪行為の概要	法定刑
共有	次の全ての要件を満たす場合には、ある者(A)に罪が成立する。 (a)Aが性的な状態にある他人(B)を描写しているか、又は描写しているように見える写真又は映画を故意に共有すること。 (b)Bが当該写真又は映画の共有に同意していないこと。 (c)Aが、Bが同意していると合理的に信じていないこと。 (第66B条第1項)	[略式起訴] 略式起訴犯罪に対する最長の刑期 ^(註1) を超えない期間の拘禁若しくは罰金又はこれらの併科 (第66B条第9項)
恐怖・苦痛・屈辱を生じさせる意図での共有	次の全ての要件を満たす場合には、ある者(A)に罪が成立する。 (a)Aが性的な状態にある他人(B)を描写しているか、又は描写しているように見える写真又は映画を故意に共有すること。 (b)AがBに恐怖、苦痛又は屈辱を生じさせる意図をもって、その行為を行うこと。 (c)Bが当該写真又は映画の共有に同意していないこと。 (第66B条第2項)	[略式起訴の場合] 治安判事裁判所における一般的な制限を超えない期間の拘禁 ^(註2) 若しくは罰金又はこれらの併科 [正式起訴の場合] 2年以下の拘禁 (第66B条第10項)
性的満足目的での共有	次の全ての要件を満たす場合には、ある者(A)に罪が成立する。 (a)Aが性的な状態にある他人(B)を描写しているか、又は描写しているように見える写真又は映画を故意に共有すること。 (b)AがA又は第三者が性的満足を得る目的でその行為を行うこと。 (c)Bが当該写真又は映画の共有に同意していないこと。 (d)Aが、Bが同意していると合理的に信じていないこと。 (第66B条第3項)	

⁽⁶³⁾ “Online Safety Act 2023: Explanatory Notes,” *op.cit.*(61), p.96.

⁽⁶⁴⁾ 2015年刑事司法及び裁判所法(Criminal Justice and Courts Act 2015(c.2))第33条

⁽⁶⁵⁾ 「映画」とは、動画(moving image)をいう(2003年性犯罪法第66G条第5項)。また、「画像」、「写真」又は「映画」には、いかなる方式で保存されているものであれ、画像、写真又は映画に変換することが可能な方式で保存されているデータを含む(同条第6項)。

⁽⁶⁶⁾ 2003年性犯罪法第66G条第7項

⁽⁶⁷⁾ “Data (Use And Access) Act 2025: Explanatory Notes,” p.122. legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/18/pdfs/ukpgaen_20250018_en.pdf> 英国における児童ポルノ規制について、間柴 前掲注⁽⁶⁶⁾, pp.8-9; 財団法人社会安全研究財団「G8諸国における児童ポルノ対策に関する調査 報告書」2013.3, pp.15-19. 公益財団法人日工組社会安全研究財団ウェブサイト <https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2013/03/cyber2503_01.pdf>を参照。

共有の脅迫	<p>次の全ての要件を満たす場合には、ある者（A）に罪が成立する。</p> <p>(a)A が性的な状態にある他人（B）を描写しているか、又は描写しているように見える写真又は映画を共有すると脅迫すること。</p> <p>(b)A が行う脅迫が次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) B 又は B を知る第三者が当該脅迫が実行されることを恐れることを意図していること。</p> <p>(ii) B 又は B を知る第三者が当該脅迫が実行されることを恐れるかどうかに関して無思慮であること。</p> <p style="text-align: right;">（第 66B 条第 4 項）</p>
-------	--

* 本表に示す条項は、法律名の記載がないものは全て 2003 年性犯罪法の条項である。[] 内は、筆者による補記。先頭列の見出しは、筆者が付したもの。

(注 1) 2003 年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003 (c.44)) 第 281 条第 5 項の施行前に犯罪が犯された場合は 6 か月、同項の施行後に犯罪が犯された場合は 51 週間 (第 66B 条第 11 項)。2003 年刑事司法法第 281 条第 5 項は、2026 年 2 月時点で未施行。

(注 2) 2020 年量刑刑法 (Sentencing Act 2020 (c.17)) は、選択的審理方法の犯罪 (正式起訴犯罪又は略式起訴犯罪のいずれの事件としても審理し得る犯罪) に対して治安判事裁判所が言い渡すことのできる拘禁の上限を 12 か月としている (2020 年量刑刑法第 224 条第 1A 項 (b))。

(出典) “Sexual Offences Act 2003.” legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/42/contents>> を基に筆者作成。

表 2-2 英国 (イングランド及びウェールズ) における「作成」に関する処罰規定の概要

	犯罪行為の概要	法定刑
作成	<p>次の全ての要件を満たす場合には、ある者（A）に罪が成立する。</p> <p>(a)A が他人（B）の性的な画像であるかのような画像を故意に作成すること。</p> <p>(b)B が性的な画像であるかのような画像の作成に同意していないこと。</p> <p>(c)A が、B が同意していると合理的に信じていないこと。</p> <p style="text-align: right;">（第 66E 条第 1 項）</p>	<p>[略式起訴]</p> <p>略式起訴犯罪に対する最長の刑期^(注1)を超えない期間の拘禁若しくは罰金又はこれらの併科</p> <p style="text-align: right;">（第 66E 条第 6 項）</p>
作成の依頼	<p>次の全ての要件を満たす場合には、ある者（A）に罪が成立する。</p> <p>(a)A が他人（B）の性的な画像であるかのような画像の作成を故意に依頼すること。</p> <p>(b)B が A による性的な画像であるかのような画像の作成の依頼に同意していないこと。</p> <p>(c)A が、B が同意していると合理的に信じていないこと。</p> <p style="text-align: right;">（第 66F 条第 1 項）</p> <p>次の全ての要件を満たす場合には、ある者（A）に罪が成立する。</p> <p>(a) 他人（B）の性的な画像であるかのような画像が作成される場合に、A がそれに特定のものを包含し、又は除外することを故意に依頼すること^(注2)。</p> <p>(b)B が A による包含又は除外の依頼に同意していないこと。</p> <p>(c)A が、B が同意していると合理的に信じていないこと。</p> <p style="text-align: right;">（第 66F 条第 2 項）</p>	<p>[略式起訴]</p> <p>略式起訴犯罪に対する最長の刑期^(注1)を超えない期間の拘禁若しくは罰金又はこれらの併科</p> <p style="text-align: right;">（第 66F 条第 8 項）</p>

* 本表に示す条項は、法律名の記載がないものは全て 2003 年性犯罪法の条項である。[] 内は、筆者による補記。先頭列の見出しは、筆者が付したもの。

(注 1) 2003 年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003 (c.44)) 第 281 条第 5 項の施行前に犯罪が犯された場合は 6 か月、同項の施行後に犯罪が犯された場合は 51 週間 (第 66G 条第 8 項)。2003 年刑事司法法第 281 条第 5 項は、2026 年 2 月時点で未施行。

(注 2) ある者が性的な画像であるかのような画像の作成を申し出た際に、別の者が、具体的な画像 (下着姿、裸又は特定の性的な行為を行っている様子等の画像) を依頼するような場合が該当するとされる (“Data (Use And Access) Act 2025: Explanatory Notes,” p.123. legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/18/pdfs/ukpgaen_20250018_en.pdf>)。

(出典) “Sexual Offences Act 2003.” legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/42/contents>> を基に筆者作成。

3 フランス

2024年5月21日に成立した「デジタル空間の安全性を高め、規制するための法律第2024-449号」⁽⁶⁸⁾による刑法典⁽⁶⁹⁾の改正で、ディープフェイクポルノを公衆又は第三者に認識させることに関する処罰規定が新設された(表3)。

(1) ディープフェイクポルノの定義

新設された規定は、「アルゴリズム処理によって生成され、人の肖像又は発言を再現した性的な視覚的又は音声的コンテンツ」を、その者の承諾を得ないで、公衆又は第三者に認識させることを犯罪とする(刑法典第226-8-1条第1項後段)。なお、同項前段は、「人の発言又は肖像によって作成された性的なモンタージュ」を、その者の承諾を得ないで、公衆又は第三者に認識させることを犯罪とするが、「モンタージュ」⁽⁷⁰⁾は、AIによって生成されたコンテンツには対応できない概念であるとされる⁽⁷¹⁾。また、リベンジポルノが刑法典第226-2-1条で既に犯罪とされているが、同条は肖像や発言の創作や加工については扱っておらず、ディープフェイクポルノに適用することは困難であるとされる⁽⁷²⁾。

(2) 被写体の年齢による特例等

新設された規定には、被写体の年齢による特例等は見当たらない⁽⁷³⁾。

表3 フランスにおける処罰規定の概要

	犯罪行為の概要	法定刑
公衆又は第三者に認識させること	アルゴリズム処理によって生成され、人の肖像又は発言を再現した性的な視覚的又は音声的コンテンツを、その者の承諾を得ないで、公衆又は第三者に認識させること。 (第226-8-1条第1項後段)	拘禁刑2年及び罰金60,000ユーロ (第226-8-1条第1項) ※コンテンツがインターネット上で公開された場合は、拘禁刑3年及び罰金75,000ユーロ (第226-8-1条第3項)

* 本表に示す条項は、全て刑法典の条項である。先頭列の見出しは、筆者が付したもの。1ユーロは約175円(令和7年12月分報告省令レート)。

(出典) “Code pénal.” Légifrance website <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719> を基に筆者作成。

4 オーストラリア

連邦レベルでは、2024年9月2日に成立した「2024年刑法改正(性的ディープフェイク素材)

⁽⁶⁸⁾ Loi n° 2024-449 du 21 mai 2024 visant à sécuriser et à réguler l'espace numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000049563368/>> 改正の概要は、奈良詩織「【フランス】デジタル空間の安全性を高め、規制するための法律」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, pp.16-17. <<https://doi.org/10.11501/13759545>> も参照。

⁽⁶⁹⁾ Code pénal. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719>

⁽⁷⁰⁾ 曾我部真裕『反論権と表現の自由』有斐閣, 2013, p.204は、「モンタージュ」について、「フランスでも法令用語としては新規のもので解釈に争いがあるようであるが、例えば、人の発言や肖像の、真実とは全く異なる表象などと理解されている」とする。

⁽⁷¹⁾ Paul Midy, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 1674, 2023.9.21, p.70. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/espnum/116b1674_rapport-fond.pdf>

⁽⁷²⁾ *ibid.*, p.98.

⁽⁷³⁾ フランスにおける児童ポルノ規制について、財団法人社会安全研究財団 前掲注⁽⁶⁷⁾, pp.26-28を参照。

法」⁽⁷⁴⁾による 1995 年刑法典⁽⁷⁵⁾の改正で、ディープフェイクポルノの送信に関する処罰規定が新設された（表 4）⁽⁷⁶⁾。

(1) ディープフェイクポルノの定義

新設された規定は、性的なポーズ等を描写した素材（material）の一定の送信を犯罪とする（1995 年刑法典第 474.17A 条第 1 項）。送信された素材が、①改変のないものか、②技術を用いて作成又は改変されたものかは問わない（同条第 2 項）。②には、「ディープフェイク」のように、ある人物についてリアルであるが虚偽の描写を生成するデジタル技術（AI を含む。）を用いて編集又は作成された画像、映像又は音声が含まれる（同項注記）。

なお、本改正により、リベンジポルノの処罰に関する既存の規定⁽⁷⁷⁾は廃止された。

(2) 被写体の年齢による特例等

処罰の対象となる素材は、被写体が 18 歳以上であるか、又は 18 歳以上に見えるものに限定されている（1995 年刑法典第 474.17A 条第 1 項 (b)）。この理由として、新設された規定には、被害者の同意に関する要件が含まれており（同項 (d)）、同要件は、子どもや若者を描写した性的素材の文脈では適切でないことが説明されている⁽⁷⁸⁾。なお、1995 年刑法典は、AI で生成されたものを含む児童虐待素材（child abuse material）に関する電気通信サービスの使用を犯罪としている（第 474.22 条～第 474.24C 条）⁽⁷⁹⁾。

表 4 オーストラリア（連邦）における処罰規定の概要

	犯罪行為の概要	法定刑
送信	<p>次の全ての要件を満たす場合には、ある者（A）に罪が成立する。</p> <p>(a) A が、他人（B）の素材を送信^(註)するために電気通信サービスを使用すること。</p> <p>(b) B が 18 歳以上であるか、又は 18 歳以上であるように見えること。</p> <p>(c) 素材が次のいずれかを描写しているか、又は描写しているように見えること。</p> <p>(i) 性的なポーズ又は性的行為を行っている B</p> <p>(ii) B の性器又は肛門</p> <p>(iii) B が女性の場合には、B の胸部</p> <p>(d) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) A が、B が素材の送信に同意していないことを知っていること。</p> <p>(ii) A が、B が素材の送信に同意するかどうかに関して無思慮であること。</p> <p style="text-align: right;">(第 474.17A 条第 1 項)</p>	<p>拘禁刑 6 年 (第 474.17A 条第 1 項)</p> <p>※加重犯 (aggravated offence) として、第 474.17A 条の犯罪を実行し、かつ、送信された素材の作成又は改変に責任がある者等は、拘禁刑 7 年 (第 474.17AA 条第 5 項等)</p>

⁽⁷⁴⁾ Criminal Code Amendment (Deepfake Sexual Material) Act 2024, No.78, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00078/asmade>>

⁽⁷⁵⁾ Criminal Code Act 1995, No.12, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest>>

⁽⁷⁶⁾ 改正の概要は、内海和美「【オーストラリア】ディープフェイクで作成された性的画像等に関する処罰規定の新設」『外国の立法』No.303-1, 2025.4, p.43. <<https://doi.org/10.11501/14158660>> も参照。なお、州レベルでは、ビクトリア州が、ディープフェイクポルノの製造と配布の両方を明確に犯罪としている唯一の法域であるとされる (Owen Griffiths, “Criminal Code Amendment (Deepfake Sexual Material) Bill 2024,” *Bills Digest*, No.81, 2023-24, 2024.8.9, p.7. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/9808975/upload_binary/9808975.pdf>.)。

⁽⁷⁷⁾ 本改正前の 1995 年刑法典第 474.17A 条

⁽⁷⁸⁾ House of Representatives, Parliament of the Commonwealth of Australia, “Criminal Code Amendment (Deepfake Sexual Material) Bill 2024: Explanatory Memorandum,” p.11. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p?query=Id%3A%22legislation%2Fems%2Ffr7205_ems_b5e481ec-ca9d-4e18-ba89-e42385d5e912%22>

⁽⁷⁹⁾ *ibid.*

* 本表に示す条項は、全て 1995 年刑法典の条項である。先頭列の見出しは、筆者が付したものである。
 (注)「送信」(transmit)には、利用可能化 (make available)、公表 (publish)、配布 (distribute)、宣伝 (advertise) 及び促進 (promote) が含まれる (第 474.17A 条第 4 項)。
 (出典) “Criminal Code Act 1995.” Federal Register of Legislation website <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text>> を基に筆者作成。

5 韓国

2020 年 3 月 24 日に公布された改正法による「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」(以下「性暴力処罰法」という。)⁽⁸⁰⁾の改正⁽⁸¹⁾で、頒布等を目的としたディープフェイクポルノの編集等及びディープフェイクポルノの頒布等に関する処罰規定が新設された。

さらに、2024 年 10 月 16 日に公布された改正法による性暴力処罰法の改正⁽⁸²⁾で、編集等の処罰規定から、処罰対象を頒布等を目的とした行為に限る要件が削除されるとともに、編集等及び頒布等の法定刑が引き上げられた。また、ディープフェイクポルノの所持等に関する処罰規定が新設されたほか、性的な撮影物を利用した脅迫等に関する既存の処罰規定にディープフェイクポルノを利用した脅迫等を追加する改正が行われた (表 5)⁽⁸³⁾。

(1) ディープフェイクポルノの定義

新設された規定は、人の顔、身体又は音声を対象とする撮影物、映像物又は音声物を、その対象者の意思に反して性的欲望又は羞恥心を誘発し得る形で編集等を行うこと等を犯罪とする (表 5)。

なお、リベンジポルノについては、性暴力処罰法第 14 条第 2 項で既に犯罪とされており、同項は、カメラ等を利用して撮影した撮影物等の一定の頒布等を犯罪としている。

(2) 被写体の年齢による特例等

新設された規定には、被写体の年齢による特例等は見当たらない⁽⁸⁴⁾。

表 5 韓国における処罰規定の概要

	犯罪行為の概要	法定刑
編集等	人の顔、身体又は音声を対象とする撮影物、映像物又は音声物 (以下この条において「映像物等」という。) を映像物等の対象者の意思に反して性的欲望又は羞恥心を誘発し得る形で編集、合成又は加工 (以下この条において「編集等」という。) すること。 (第 14 条の 2 第 1 項)	7 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金 ^(注2) (第 14 条の 2 第 1 項)

⁸⁰ 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법」国家法令情報センターウェブサイト <<https://www.law.go.kr/법령/성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법>>

⁸¹ 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 (법률 제 17086 호)」国家法令情報センターウェブサイト <[https://www.law.go.kr/법령/성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법/\(17086,20200324\)](https://www.law.go.kr/법령/성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법/(17086,20200324))>

⁸² 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 (법률 제 20459 호)」国家法令情報センターウェブサイト <[https://www.law.go.kr/법령/성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법/\(20459,20241016\)](https://www.law.go.kr/법령/성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법/(20459,20241016))>

⁸³ 改正の概要は、藤原夏人「【韓国】ディープフェイク性犯罪への対応強化—罰則強化と被害者保護—」『外国の立法』No.302-1, 2025.1, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/13979499>>; 裴相均 (中村真利子・趙恩慶訳)「韓国におけるデジタル性犯罪とディープフェイク」『比較法雑誌』214 号, 2025, pp.43-63 も参照。

⁸⁴ 韓国における児童ポルノ規制について、藤原 同上, p.5; 中村穂佳「【韓国】デジタル性犯罪に関する法改正」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.27. <<https://doi.org/10.11501/11553732>>; 中村真利子・裴相均「韓国におけるサイバー犯罪捜査の動向—児童に対するデジタル性犯罪の捜査に関する特例を中心に—」『比較法雑誌』202 号, 2022, p.148 を参照。

頒布等	[第14条の2] 第1項による編集物、合成物若しくは加工物（以下この条において「編集物等」という。）若しくは複製物の頒布等 ^(注1) をすること、又は同項の編集等をするとときは映像物等の対象者の意思に反していない場合でも、事後にその編集物等若しくは複製物を映像物等の対象者の意思に反して頒布等をする事。 (第14条の2第2項)	7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金 ^(注2) (第14条の2第2項)
営利目的での頒布等	営利を目的として、映像物等の対象者の意思に反して情報通信網を利用して[第14条の2]第2項の罪を犯す事。 (第14条の2第3項)	3年以上の有期徒刑 ^(注2) (第14条の2第3項)
所持・購入・保管・視聴	[第14条の2] 第1項又は第2項の編集物等又は複製物を所持、購入、保管又は視聴すること。 (第14条の2第4項)	3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金 (第14条の2第4項)
脅迫	第14条の2第2項による編集物等若しくは複製物を利用して人を脅迫すること。 (第14条の3第1項)	1年以上の有期徒刑 ^(注2) (第14条の3第1項)
強要	[第14条の3] 第1項による脅迫により人の権利行使を妨害し、又は義務でないことをさせる事。 (第14条の3第2項)	3年以上の有期徒刑 ^(注2) (第14条の3第2項)

* 邦訳に当たっては、梁瑞希「韓国における「デジタル性犯罪」処罰規定の改正及び今後の課題—「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」を中心に—」『ソシオサイエンス』30号, 2024, p.25; 裴相均(中村真利子・趙恩慶訳)「韓国におけるデジタル性犯罪とディープフェイク」『比較法雑誌』214号, 2025, p.59を参考にした。本表に示す条項は、全て「性暴力処罰法」の条項である。[]内は、筆者による補記。先頭列の見出しは、筆者が付したものの。100ウォンは約11円(令和7年12月分報告省令レート)。

(注1) 頒布、販売、賃貸、提供又は公然と展示若しくは上映すること(第14条第2項)。

(注2) 常習でこれらの罪を犯した場合は、その罪に定められた刑の2分の1まで加重される(第14条の2第5項及び第14条の3第3項)。

(出典) 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법」国家法令情報センターウェブサイト <<https://www.law.go.kr/> 법령 / 성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법>を基に筆者作成。

6 台湾

2023年2月8日に公布された改正法⁽⁸⁵⁾による刑法⁽⁸⁶⁾の改正で、ディープフェイクポルノの作成等及び頒布等に関する処罰規定が新設された(表6)⁽⁸⁷⁾。

(1) ディープフェイクポルノの定義

新設された規定は、「他人の虚偽の性的画像」の一定の作成等及び頒布等を犯罪とする(刑法第319条の4第1項及び第2項)。

なお、リベンジポルノに関して、他人の(真正な)性的画像の一定の頒布等を犯罪とする規定も、本改正により新設された(同法第319条の3)。

(2) 被写体の年齢による特例等

新設された規定には、被写体の年齢による特例等は見当たらない⁽⁸⁸⁾。

⁽⁸⁵⁾ 「中華民國刑法增訂第二十八章之一章名及第三百九條之一至第三百九條之六條文；並修正第十條及第九十一條之一條文(總統令華總一義字第11200007241號)」『總統府公報』7645号, 2023.2.8, pp.12-16. <<https://www.president.gov.tw/File/Doc/4d0726f6-b2f3-4cad-9b8f-e3ba37c2ba84#Gazette>>

⁽⁸⁶⁾ 「中華民國刑法」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0000001>>

⁽⁸⁷⁾ 改正の経緯については、黄士軒「台湾におけるディープフェイクによる性的画像に関する刑法規制の動向(上)」『法律時報』1215号, 2025.5, pp.79-84; 同「台湾におけるディープフェイクによる性的画像に関する刑法規制の動向(下)」『法律時報』1216号, 2025.6, pp.58-64も参照。

⁽⁸⁸⁾ 台湾における児童ポルノ規制について、湯野基生「【台湾】児童及び青少年性的搾取防止条例の改正」『外国の立法』No.298, 2023.12, pp.101-125. <<https://doi.org/10.11501/13116453>>; 周政「解説 台湾の児童ポルノ対策法制におけるアニメ・コミック・ゲームの扱い」『JILISレポート』2025.4.4. <<https://www.jilis.org/report/2025/jilisreport-vol7no4.pdf>>を参照。

表6 台湾における処罰規定の概要

	犯罪行為の概要	法定刑
作成等	頒布、放送、交付、公然陳列又はその他の方法で閲覧に供する意図をもって、コンピュータを用いて他人の虚偽の性的画像を合成し、又はその他の科学技術を利用する方法でそれを作成し、他人に損害を生じさせること。 (第319条の4第1項)	5年以下の懲役、拘留若しくは50万新台湾ドル以下の罰金又はこれらの併科 (第319条の4第1項)
頒布等	前項〔第319条の4第1項〕の性的画像を頒布、放送、交付、公然陳列又はその他の方法で閲覧に供し、他人に損害を生じさせること。 (第319条の4第2項)	5年以下の懲役、拘留若しくは50万新台湾ドル以下の罰金又はこれらの併科 (第319条の4第2項)
営利目的での作成等・頒布等	営利の意図をもって前2項〔第319条の4第1項及び第2項〕の罪を犯すこと又は前2項〔第319条の4第1項及び第2項〕の性的画像を販売すること。 (第319条の4第3項)	7年以下の懲役に処し、70万新台湾ドル以下の罰金を併科することができる。 (第319条の4第3項)

* 邦訳に当たっては、黄士軒「台湾におけるディープフェイクによる性的画像に関する刑法規制の動向（下）」『法律時報』1216号、2025.6、p.60を参考にした。本表に示す条項は、全て刑法の条項である。〔 〕内は、筆者による補記。先頭列の見出しは、筆者が付したもの。100新台湾ドルは約494円（令和7年12月分報告省令レート）。（出典）「中華民國刑法」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0000001>>を基に筆者作成。

おわりに

令和7（2025）年12月に、「人工知能基本計画—「信頼できるAI」による「日本再起」—」（令和7年12月23日閣議決定）⁽⁸⁹⁾が、AI法第18条第1項に基づき策定された。同計画は、AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての「4つの基本的方針」の1つに「AIガバナンスの主導」を掲げ、これに向けた具体的な取組の1つとして、ディープフェイクなどAIを悪用した問題等について、AI法第16条に基づく調査研究等⁽⁹⁰⁾を実施し、リスクへの対応等を適切に行うこととしている。児童を被写体としたディープフェイクポルノについては、既に関係府省庁による被害実態の調査等が進められているところであるが⁽⁹¹⁾、今後は、児童以外を被写体としたものも射程に含めたディープフェイクポルノ対策に関する議論が進展していくことが期待される。その際、我が国に先行して対策を進めている諸外国・地域における規制動向や議論状況は、我が国における検討の手がかりとなり得るであろう。

（はせがわ かな）

⁽⁸⁹⁾ 「人工知能基本計画—「信頼できるAI」による「日本再起」—」（令和7年12月23日閣議決定）内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aipplan_20251223.pdf>

⁽⁹⁰⁾ この調査研究の一部を報告したものとして、「AI法に基づく調査研究等について」前掲注(12)

⁽⁹¹⁾ 関係府省庁による取組のスケジュールについては、インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議「「課題と論点の整理」に基づく工程表」2025.9、pp.11-12。こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/0e015303/20251007_councils_internet-kaigi_32.pdf>を参照。